

郡山市社会福祉法人等認可等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により市長が所轄庁となる社会福祉法人（以下「法人」という。）及び法第125条の規定により市長が所轄庁となる社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）の認可等に係る事務について迅速化、適正化を図るため、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者等の様式)

第2条 法人及び連携推進法人（以下「法人等」という。）の認可等に関する申請書及び届書（以下「申請書等」という。）の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 社会福祉法人設立認可申請書 | 第1号様式 |
| (2) 法人設立登記及び財産移転完了届 | 第2号様式 |
| (3) 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 第3号様式 |
| (4) 社会福祉法人定款変更届 | 第4号様式 |
| (5) 社会福祉法人代表者変更届 | 第5号様式 |
| (6) 基本財産処分承認申請書 | 第6号様式 |
| (7) 基本財産担保提供承認申請書 | 第7号様式 |
| (8) 社会福祉法人合併認可申請書 | 第8号様式 |
| (9) 解散（認可・認定）申請書 | 第9号様式 |
| (10) 解散届 | 第10号様式 |
| (11) 清算終了届 | 第11号様式 |
| (12) 社会福祉連携推進認定申請書 | 第12号様式 |
| (13) 社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書 | 第13号様式 |
| (14) 社会福祉連携推進法人定款変更届出書 | 第14号様式 |
| (15) 社会福祉連携推進方針変更認定申請書 | 第15号様式 |
| (16) 社会福祉連携推進法人代表理事認可申請書 | 第16号様式 |

(所管課長の事務)

第3条 前条に掲げる申請書等が提出されたときは、当該申請書等を所管する課（以下「所管課」という。）において定款の内容及び手続きに関して法令の規定違反の有無について審査し、その結果等を審査書（第17号様式）に記載するものとする。

2 法人等の認可等を決定したときは、所管課の長（以下「所管課長」という。）は、申請等をした者（以下「申請者等」という。）に認可書等を交付するものとし、その様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 社会福祉法人設立認可書 | 第18号様式 |
| (2) 社会福祉法人定款変更認可書 | 第19号様式 |
| (3) 基本財産処分承認書 | 第20号様式 |
| (4) 基本財産担保提供承認書 | 第21号様式 |
| (5) 社会福祉法人合併認可書 | 第22号様式 |
| (6) 解散認可書 | 第23号様式 |

(7) 解散認定書	第24号様式
(8) 社会福祉連携推進認定書	第25号様式
(9) 社会福祉連携推進法人定款変更認可書	第26号様式
(10) 社会福祉連携推進方針変更認定書	第27号様式
(11) 社会福祉連携推進法人代表理事認可書	第28号様式

3 所管課長は、法人等の認可等の事務を処理するときは、別に定める社会福祉法人認可等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成9年3月31日制定）に基づき迅速に行うものとする。

4 所管課長は、法人等の認可等の事務処理について社会福祉法人（認可・承認）申請書・届出処理簿（第29号様式）又は社会福祉連携推進法人（認定・認可）申請書・届出処理簿（第30号様式）に記載し、その状況を把握するものとする。

5 保健福祉総務課長は、法人等の状況等を把握するため社会福祉法人台帳（第31号様式）及び社会福祉連携推進法人台帳（第32号様式）を整備し、保管するものとする。

（社会福祉法人認可等審査会の設置）

第4条 社会福祉法人の設立認可、合併認可等について審査するため、社会福祉法人認可等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織、運営等その他必要な事項については、別に定める。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、法人等の認可等に係る事務に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。